

憲法しんぶん 速報版
発行 憲法改憲阻止各界連絡会議（憲法会議）
Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年8月20日(木)
NO. 1706号

本号3頁

国会正門前で 15000 人が「高市政権今すぐ退陣」とコール、 同時に、47 都道府県 288 ヲ所で同時デモ

8月19日18時30分から、国会正門前で強権政治に声をあげる！主権者は私たち！8・19国会正門前大行動が開かれ、国会前には15000人が参加、そして全国47都道府県288ヶ所で同時に行動が行われました。

主催は「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」「9条改憲NO！全国市民アクション」。

参加者からは「高市政権今すぐ退陣、主権者は私たち」「裏金カルトに改憲させない」「スパイ防止法、絶対反対」「国家情報局、設置をやめろ」「アジアの市民は連帯しよう」「加害の歴史を忘れるな」「沖縄の声を聞け」「選択的夫婦別姓、今すぐ実現」といったコールが上がりました。

主催者あいさつで憲法共同センターの小田川義和共同代表は、高市政権は戦争への反省も述べなかつたと指摘し、憲法、立憲主義からも外れていると批判。私たちの運動もスピードをあげ、規模を広げようと呼びかけました。

日本共産党小池書記局長、社民党福島瑞穂党首があいさつ、沖縄の風からのメッセージが紹介されました。さらに、「護憲リベラル共生ごりら」の参加者が紹介されました。

その後、青年らからのスピーチが続きました。



憲法9条の読み上げ！

惨禍を繰り返さ「せ」ない 高市首相の式辞に加わった1文字への懸念

終戦の日の15日、高市早苗首相は政府主催の全国戦没者追悼式の式辞の中で、「戦争の惨禍を、二度と繰り返させない」と述べました。これまで石破茂前首相らは「繰り返さない」と述べてきましたが、「せ」の1文字が加わりました。

「反省」「不戦の誓い」触れずに、「繰り返さない」と「繰り返させない」の違いは何なのか。

「繰り返さない」は、自ら戦争を起こした日本が不戦の決意を述べていると読めるのに対し、「繰り返させない」は、相手国が戦争を引き起こしたように読める可能性があります。第二次世界大戦が「日本が主体的に戦禍を起こした『侵略戦争』ではなく、やむなく戦争に向かった『自衛戦争』だった」というニュアンスが出かねない」ものです。

首相の「繰り返させない」との発言には、諸外国を「抑え込む」ようなニュアンスも読み取られます。抑止のためとはいえ、防衛力を積極的に高めていくというメッセージになる可能性があります。

また、高市首相は、石破茂前首相が昨年13年ぶりに復活させた「反省」や「不戦に対する誓い」という言葉は使いませんでした。報道では「今年は立場がかなり変化したように見える」とした上で、首相には、「侵略」という言葉も盛り込んだ安倍晋三元首相の「戦後70年談話」も参照しつつ、「しっかりと歴史観をもって発信を考えて欲しい」と指摘されています。

原水爆禁止世界大会では、「非核三原則を未来にも堅持する」とは言わず

高市総理は8月6日広島での「被爆81周年原水爆禁止世界大会」で「我が国は『非核三原則』を堅持しており『唯一の戦争被爆国』として『核兵器のない世界』の実現に向けた努力をたゆまず続けていく使命を担っています」と発言しました。歴代の総理は、非核三原則を未来にも堅持することを打ち出していたのに、高市総理は。「我が国は『非核三原則』を堅持しており」と、現状の説明となっています。

自衛隊中央情報隊違法な調査 部隊関係者 25 年に公益通報していたが・・

陸上自衛隊中央情報隊（東京・埼玉、朝霞駐屯地）の対外情報部門「現地情報隊」が、日本人の大学教授らを対象に「愛国心」や「性的嗜好」など個人情報組織的に調査・収集しているとみられる問題で、部隊関係者が 2025 年 2 月、当時の防衛相に対し、「活動は違法」として公文書管理法違反などの疑いで公益通報していたことが 17 日、明らかになりました。現在までに通報者への調査結果の報告はないとのこと。

関係者によると、現地情報隊で情報収集を担っていた隊員が、25 年 2 月に当時の中谷元・防衛相に文書で通報しました。同隊が調査対象とした市民の愛国心や対自衛隊感情、性的嗜好といった個人情報記録した「個人 BSD（ベーシックソースデータ）報告書」などの一連の内部文書について、「朝霞駐屯地で保管しながら行政文書としての登録、管理がなされていない」と指摘し、公文書管理法違反と訴えました。

これに、陸上幕僚監部監理部は 25 年 6 月、通報者に対して「公益通報受理通知書」を出し、「調査員を指定して事実の調査を実施する」と回答。しかし、通報から 1 年以上たった現在まで調査結果の報告はされていないということです。

関係者の証言などから、収集された個人情報は少なくとも数千人分に上る可能性があるとのこと。小泉進次郎防衛相は閣議後記者会見でこれまで「不適切な活動は確認されていない」としているが、報告書の有無については言及を避けています。

陸自思想調査は「事業化された任務の範囲」と

陸幕が公益通報者に文書で回答

この問題で、「活動は違法」と公益通報した部隊関係者に対し、陸上幕僚監部が、隊による情報収集活動について「事業化された任務の範囲内」と文書で回答していたことが 18 日、防衛省関係者への取材で明らかになりました。

上記のように、関係者によると、現地情報隊で情報収集を担っていた隊員が 2025 年 2 月、当時の中谷元・防衛相に公益通報。個人情報まとめられた報告書が行政文書として扱われていないことが公文書管理法違反に当たるとしたほか、身分を隠して同意なく個人情報を収集する活動が、個人情報保護法に違反すると訴えました。

これに対し、陸上幕僚監部監理部は 25 年 5 月、個人情報保護法違反の通報については不受理とし、その通知書で「情報収集活動の詳細に関し通報者から確認した実施要領は、同隊の事業化された任務の範囲内であり、段階的に身分を開示することや個人情報を該当人物から直接聞き出すことは直ちに法令に違反する行為とは言えない」と理由を説明しました。

小泉進次郎防衛相は先月 28 日の閣議後記者会見で「隊員が自らの身分を偽って情報収集を行ったとの事実は確認されていない」「身分を秘匿した接触が行われていたとの前提で答えるのは困難だ」と述べています。

一方、熊本日日新聞が入手した資料では、現地情報隊は対象者に接触する際に身分の開示程度を 4 段階に分けた運用をしています。レベル 4 では身分に関するほとんどの情報を「隠す」「ぼかす」などして対象者に近づくよう隊員に指示していました。元隊員も熊日の取材に、「部隊から身分を隠し、対象者の同意は得ず、秘密裏に情報収集を行うよう命じられた」と証言しています。陸上幕僚監部はこうした行為を「事業化された任務の範囲内」と位置づけていたことになります。

東京都立大の木村草太教授（憲法学）は「身分を隠して、あるいは虚偽の目的を告げて、センシティブな情報を収集していたとすれば違憲の疑いがある。『行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない』と定めた個人情報保護法に違反する可能性もある」と指摘しています。

第 221 回国会での審査会での審議 NO.5 国民投票改正案

7 月 22 日参院憲法審査会で可決、24 日本会議で成立へ

出席した国民投票法改正案の発議者である自民、日本維新の会、国民民主、参政の 4 党の衆院憲法審査会の鈴木英敬氏、同馬場伸幸氏、同浅野哲氏、同高階恵美子氏、同新藤義孝氏及び同鬼木誠

氏に対し質疑を行い、討論の後、国民投票法改正案が採決されました。採決では、この4党に加え、立民と公明党が賛成。共産党とれいわ新選組は「改憲も改憲手続き法の整備も必要ない」などと反対しました。その後、附帯決議が採決され、可決しました。

そして、24日に予定される参院本会議で可決、成立しました。

改正案は、なり手不足の投票立会人の選任要件を緩和するなど、公選法に規定をそろえる内容。改正案は他に（1）離島から投票箱を運べない場合の現地での開票作業（2）AM放送からFMへの転換に伴い、FMでも改憲案の広報放送—をとともに可能とするものです。

改正案には、国民投票運動に関する政党CMとインターネット広告の制限、資金規制は盛り込まれていません。課題となっていたインターネット広告などの規制のあり方については、付帯決議で「法改正を始めとする必要な措置を講じる」としています。立憲の小西洋之氏は賛成の立場ながら「これで国民投票法が完成するわけでは全くない」と述べ、付帯決議に基づくさらなる法改正が必要と訴えました。

立憲小西議員の質問に、戸惑い、あたふたする維新の馬場議員

小西氏、「衆議院憲法審査会の威勢のよさどこに行っただですか？ ガチンコの議論できないんですか」と。

この審査会において、立憲民主党の小西洋之議員が維新の会の馬場伸幸議員に対し、議員任期の規定などについて質問し、イエスカノーでの回答を迫る場面がありました。小西議員は「憲法54条第1項の40日、30日の規定について、これは解散時における内閣の“居座り”を排除する規定である、そのような理解でいるか、イエスカノーかで答えてくださいと質問。

これに馬場議員は「政権の居座りを防ぐためとか居座り続けることを阻止するためなどと説明されていることは承知をいたしております」と回答。だが、小西議員はこの回答に納得せず「だから、馬場発議者は、その内閣居座り排除の規定の趣旨であると考えているのかどうか、イエスカノーかで簡潔に答えてください」と追及しました。

馬場議員は先ほどと同様の答弁を繰り返すと、小西議員は「歴代政府が国会で答弁をしている法令解釈の考え方っていうものがあることをご存知ですか？ イエスカノーかで答えてください」と問いかけました。これに馬場議員は「承知をいたしております」と述べると、小西議員は「法令の解釈は当該法令の規定の文言・趣旨などに則しつつ立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し論理的に確定されるべきものですが、馬場発議者が繰り返すように70日間限定説、緊急集会ですね、この法令解釈の考え方に当てはめて、そうした結論を今まで導いたことはありますか？ イエスカノーかで答えてください」と追及しました。

ここで馬場議員が再び戸惑う様子を見せると、小西議員は自席から「法令解釈をやってるのかって聞いているだけです。憲法解釈をやっているのかって」と補足。しかし挙手をしない馬場議員の様子を受けて「止めてください、会長。会長、止めてください」と声を上げました。

馬場議員は「参議院の緊急集会の開催期間については、70日に限られるかどうかについては、衆議院の憲法審査会でもさまざまな議論がなされてまいりました」と答弁。これに対し小西議員は「さっきから聞いたこと答えてないですけど、衆議院憲法審査会の威勢のよさどこに行っただですか？ ガチンコの議論できないんですか？」と指摘し、「70日間の限定説緊急集会、今まで法令解釈の考え方に当てはめてそうした結論を導き出したことが一度でもあるのかどうか、イエスカノーかで答えてください」と迫りました。

馬場議員は「そうした法令解釈を含めて衆議院の法制局、憲法審査会事務局に整理させたものが5月14日の緊急事態事項のイメージでございます」と答えました。小西議員は「衆議院法制局の名前が出ましたが、橋幸信前局長は70日間限定説の理論的な説明求めたら憲法調査会に来なくなりました。いずれにしてもみなさん、ご覧いただいたように、70日間限定説を説明できないんですね」と述べ、「緊急集会は戦前の権力乱用の反省のもとに作られた国民のための条文です。それを国会議員が法令解釈ですらない暴論で毎週改憲の議論をする、こんな暴挙を許されていいはずはありません」と批判し、「今度参議院の敷居をまたぐ前にはしっかりとまともな法令解釈をやってこられるように望みます」と求め、次の質問に移りました。

傍聴していて、衆院憲法審査会での姿と全く違う馬場議員の態度に、質問に答えられず、あたふたする姿に驚き、滑稽にも見えました。